

## 令和6年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業実施要領

### (目的)

第1条 県は、この要領及び令和6年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところにより、県内中小企業者等のCO2排出量の削減や再生可能エネルギーの創出・貯蔵（蓄電）につながる設備投資に対し、令和6年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金を交付することにより、エネルギー使用量とCO2排出量の同時削減を図るとともに、脱炭素型ビジネススタイルへの転換を促進する。

### (対象者)

第2条 令和6年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業（以下「補助事業」という。）の対象者（以下「補助対象者」という。）は、別表のとおりとする。

### (対象事業)

第3条 この補助事業の対象事業は、工場・事業所等の脱炭素化・ゼロエネルギー化に資する次の設備投資とする。ただし、第2号のみの設備投資は対象事業から除くものとする。

- (1) 省エネルギー設備
- (2) 創エネルギー設備・蓄エネルギー設備

### (補助対象期間等)

第4条 この補助事業の補助対象期間は補助金交付決定の日から令和7年12月26日までの間とし、補助対象経費等は要綱第3条の規定のとおりとする。

### (採択基準)

第5条 この補助事業の対象事業は、CO2排出量の削減効果や事業計画の実現性等を総合的に勘案し、予算の範囲内において採択するものとする。

### (補助金交付対象者の決定に関する手続き)

第6条 次の各号に掲げる手続きにより補助金交付対象者を決定するものとする。

- (1) 補助事業による補助を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込書（様式第1号）に、関係書類を添えて、県に提出する。
- (2) 県は、前号による申込書等の提出があったときは、事業計画の内容等を審査のうえ、補助金を交付する候補事業（以下「候補事業」という。）を決定する。
- (3) 県は、候補事業の決定について、申込者に通知する。
- (4) 申込者は、候補事業について、補助金の交付申請をする場合には、交付申請書（要綱第5条に規定する様式第1号）を提出する。
- (5) 県は、前号に規定する交付申請書が提出された場合には、事業計画の内容等を審査のうえ、交付決定する。

### (補助)

第7条 県は、補助金交付対象者が実施する事業に対して、令和6年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金を交付する。

### 附 則

この要領は、令和6年12月24日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象者は、次の（1）から（6）に掲げる要件をいずれも満たすこととする。

- （1）愛媛県内に主たる事業所を有する中小企業者等（下記①、②の要件を満たすもの）  
①中小企業者

業種	要件
ア. 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
イ. 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
ウ. サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
エ. 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下
オ. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
カ. 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が200人以下
キ. その他業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
ク. 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下
ケ. 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下

②補助対象者の範囲

対象となり得るもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社）</li> <li>・士業法人</li> <li>・中小企業組合（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）</li> <li>・医療法人、社会福祉法人、学校法人</li> <li>・個人事業主</li> </ul>

- （2）自社のCO2排出量を把握していること  
（3）優良事例として選定された場合に事例公表に協力できること

県内事業者の脱炭素化に向けた取組みを促進するため、他の事業者の参考となる案件（補助事業）について、優良事例としてホームページ等で紹介することから、事例公表へのご協力をお願いいたします。補助事業者が望まない場合、個社を特定できない形で公表することも可能です。

- （4）県税に未納がないこと  
（5）みなし大企業でないこと

次のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者  
②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者  
③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者  
（6）愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人でないこと

愛媛県知事 様

住 所  
名 称  
代表者職氏名 印

令和6年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金申込書

令和6年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金実施要領第6条の規定により、下記のとおり申込書を提出します。

記

- 1 補助金交付申込額 金 円
- 2 事業実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 3 添付書類

チェック欄	添付書類
<input type="checkbox"/>	① 事業計画書（別紙1-1、1-2）
<input type="checkbox"/>	② 収支予算書・補助対象経費等の積算内訳（別紙2-1、2-2）
<input type="checkbox"/>	③ CO2削減量計算に係る個票（別添1、2）
<input type="checkbox"/>	④ CO2削減量計算で使用する各数値の根拠資料（上記個票への添付資料）
<input type="checkbox"/>	⑤ 見積書
<input type="checkbox"/>	⑥ 納税証明書（県税に未納がないことを証する書類）
<input type="checkbox"/>	※法人：貸借対照表及び損益計算書（直近2期分）、登記事項証明書
<input type="checkbox"/>	※個人事業主：確定申告書又は所得税青色申告決算書（直近2期分）、運転免許書、写真付き住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し
<input type="checkbox"/>	⑦ 暴力団排除に係る誓約書（別紙3）

※添付しているものにを付けてください

4-1 確認事項

チェック欄	確認内容
<input type="checkbox"/>	① 補助事業での取組みが優良事例として選定された場合、事例公表に協力するとともに、ホームページ等にて事例紹介されることを了承します。
<input type="checkbox"/>	② 公募要領に定める<みなし大企業>に該当しません。

※補助対象者として認められる上記の要件を確認の上、を付けてください

4-2 確認事項（該当する場合、を付けてください）

チェック欄	確認内容
<input type="checkbox"/>	① ひめボス宣言事業所認証制度の認証を取得しています。
<input type="checkbox"/>	② パートナリシップ構築宣言に登録しています。
<input type="checkbox"/>	③ 愛媛県がCO2削減に取り組む脱炭素型企業の認定制度を新たに創設する場合、同制度への参加を検討します。

※複数の申込者において、CO2削減量が同等の場合、①ひめボス宣言事業所認証制度又は②パートナーシップ構築宣言に登録している申込者を優先的に採択します。

【別紙1-1】

事業計画書

<申込事業者の概要>

(フリガナ) 名称 (会社名又は屋号)															
法人番号(13桁) ※1															
補助事業の実施場所 (実施場所が3カ所以上ある場合は、行を追加してください)		〒 -													
		〒 -													
代表者(役職)															
代表者(氏名)															
主たる業種		【以下のいずれか一つを選択しプルダウンリストの○を入力してください。】 ① ( ) 製造業、建設業、運輸業 ② ( ) 卸売業 ③ ( ) サービス業 ④ ( ) 小売業 ⑤ ( ) ソフトウェア業又は情報処理サービス業 ⑥ ( ) 旅館業 ⑦ ( ) その他の業種(上記以外) ⑧ ( ) 医療法人、社会福祉法人 ⑨ ( ) 学校法人													
常時使用する従業員数		人 ※常時使用する従業員がいなければ、「0人」と記入してください。 ※資本金又は従業員数が中小・小規模事業者の定義を満たさなければ申請できません。													
資本金額 (会社以外は記載不要)		万円		設立年月日(西暦) ※2		年		月		日					
連絡担当者	(フリガナ) 氏名					役職									
	電話番号					携帯電話番号									
	FAX番号					E-mailアドレス									

【留意事項】

※1 法人の場合は、法人番号を記載してください。個人事業主は「なし」と明記してください。マイナンバー(個人番号(12桁))は記載しないでください。

※2 「設立年月日」は、創業後に組織変更(例:個人事業者から株式会社化、有限会社から株式会社化)された場合は、現在の組織体の設立年月日(例:個人事業者から株式会社化した場合は、株式会社としての設立年月日)を記載してください。

\*個人事業者で設立した「日」が不明の場合は、空欄のまま構いません(年月までは必ず記載してください)。

【別紙 1 - 2】

<計画の内容>

1. 自社の概要

(現在の自社の事業概要を記載してください)

2. 補助事業の概要

(補助事業で取り組む設備導入の概要について記載してください)

3. 自社のCO2排出量 (令和6年1月~12月)

(補助事業を実施する事業所の年間CO2排出量を記載してください)

0.00 t-CO2/年

<自社のCO2排出量の計算>

(単位: t-CO2)

エネルギー種別	エネルギー使用量① (令和6年1月~12月)	CO2排出係数②	CO2排出量 ①×②
電気	kWh	0.000464	0.00
灯油	kL	2.50	0.00
A重油	kL	2.75	0.00
液化石油ガス (LPG)	t	2.99	0.00
液化天然ガス (LNG)	t	2.79	0.00
都市ガス	Nm3	0.00236	0.00
ガソリン	kL	2.29	0.00
軽油	kL	2.62	0.00
その他			
合計			0.00

※上記以外のエネルギーについては、環境省における温室効果ガス排出量の「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」の排出係数を用いること (<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>)

4. 事業実施スケジュール	
(事業期間内に投資する機械設備の導入時期や工事期間等について、スケジュールを記載してください)	

5. 補助事業に伴うCO2削減量

(1) 省エネルギー設備

個票番号	補助対象設備の名称	導入前設備のCO2排出量 (t-CO2) ①	導入後設備のCO2排出量 (t-CO2) ②	CO2削減量 (t-CO2) ③	補助対象経費 (円) [税抜き金額]
		[個票のア]	[個票のイ]	[①-②]	
				0.00	
				0.00	
				0.00	
				0.00	
合計		0.00	0.00	0.00	0

※「導入前設備のCO2排出量」及び「導入後設備のCO2排出量」については、別添1「CO2削減量計算に係る個票（省エネルギー設備関連）」の『ア』及び『イ』から転記してください。

(2) 創エネルギー設備・蓄エネルギー設備

個票番号	補助対象設備の名称	設備導入後のCO2削減量 (t-CO2) ④	補助対象経費 (円) [税抜き金額]
		[個票のウ]	
合計		0.00	0

※「導入後設備のCO2排出量」については、別添2「CO2削減量計算に係る個票（創エネルギー設備・蓄エネルギー設備関連）」の『ウ』から転記してください。

本事業によるCO2削減量合計 (t-CO2)	0.00	(③合計+④合計)
------------------------	------	-----------

## 【別紙2-1】

## 収支予算書

## 1 収入の部

単位：円

区分	予算額	備考
愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金		
自己資金		
金融機関からの借入金		資金調達先の金融機関名 .....
その他		
合計		

※金融機関からの借入金がある場合は、資金調達先の金融機関名を記載すること。

## 2 支出の部

単位：円

区分	経費全体額	左のうち 補助対象経費 (税抜き)	備考
機械設備費<税抜き>			
工事費<税抜き>			
設計費<税抜き>			
その他の経費<税抜き>			
消費税及び地方消費税			
合計			

※収入の部と支出の部の合計は一致させること。

## 補助対象経費等の積算内訳

(単位：円)

経費区分	①経費内容 (機械設備名や工事・設計の概要など経費の内容を記入)	②補助対象経費 (税抜きの額)
機械設備費		
	小計	0
工事費		
	小計	0
設計費		
	小計	0
合計③		0
補助金額④ (③×1/2以内)		0

※必要に応じて、行を追加してください。

※金額の根拠となる見積書を添付してください。

※③の合計額の下限は400万円

※④の合計額の上限は1,000万円



(別添1)

## CO2削減量計算に係る個票 (省エネルギー設備関連)

### 1. 補助事業概要

個票番号		
取組みの内容		
補助対象設備	名称	
	メーカー名	
	設備の型番	
既存設備	名称	
	メーカー名	
	設備の型番	

※上記には代表型番を記載し、機種、台数が多い場合には別紙添付も可とします。

### 2. 補助事業によるCO2削減量

#### 【設備導入前】

エネルギー種別	エネルギー使用量 (年)		CO2 排出係数	CO2排出量 (t-CO2/年)
	使用量	単位		
				0.00
				0.00
				0.00
<b>合 計 【ア】</b>				<b>0.00</b>

※エネルギー種別、エネルギー使用量の単位、CO2排出係数については、下表「エネルギー種別・CO2排出係数一覧」のものを用いること

#### 【設備導入後】

エネルギー種別	エネルギー使用量 (年)		CO2 排出係数	CO2排出量 (t-CO2/年)
	使用量	単位		
				0.00
				0.00
				0.00
<b>合 計 【イ】</b>				<b>0.00</b>

※エネルギー種別、エネルギー使用量の単位、CO2排出係数については、下表「エネルギー種別・CO2排出係数一覧」のものを用いること

#### エネルギー種別・CO2排出係数一覧

エネルギー種別	単位	CO2排出係数
電気	kWh	0.000464
灯油	kL	2.50
A重油	kL	2.75
液化石油ガス (LPG)	t	2.99
液化天然ガス (LNG)	t	2.79
都市ガス	Nm3	0.00236
ガソリン	kL	2.29
軽油	kL	2.62

※上記以外のエネルギーについては、環境省における温室効果ガス排出量の「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」の排出係数を用いること (<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>)

### 3. エネルギー使用量の計算方法

【設備導入前】エネルギー使用量（年）の計算式

※設備の経年劣化は考慮しないこと

【設備導入前】エネルギー使用量の計算式で使用する各数値の説明とその根拠

【設備導入後】エネルギー使用量（年）の計算式

【設備導入後】エネルギー使用量の計算式で使用する各数値の説明とその根拠

※必要に応じて、枠を広げてご記入ください

※設備の個別メーターの値、カタログ、仕様など、計算で使用する各数値の根拠となる資料を添付すること

※1日当たりの設備の使用時間が9時間を超える場合は、始業及び終業の時刻が確認できる資料（就業規則等）を添付すること

### 4. 既存設備の写真（既存設備の更新の場合）

既存設備の外観写真

既存設備の銘板等の写真

ここに写真添付

ここに写真添付

(別添2)

**C02削減量計算に係る個票**  
(創エネルギー設備・蓄エネルギー設備関連)

**1. 補助事業概要**

個票番号		
取組みの内容		
補助対象設備 (創エネルギー設備)	名称	
	メーカー名	
	設備の型番	
補助対象設備 (蓄エネルギー設備)	名称	
	メーカー名	
	設備の型番	

※上記には代表型番を記載し、機種、台数が多い場合には別紙添付も可とします。

**2. 補助事業によるC02削減量**

【創エネルギー設備】

年間自家消費発電量① (kWh)	C02 排出係数②	C02 削減量 (t-C02/年) 〔①×②〕
	0.000464	0.00

[ウ]

※C02排出係数は、四国電力における2023年度の公表値

【蓄エネルギー設備】

1台あたりの蓄電容量③ (kWh)	設置台数④	蓄電容量 (kWh) 〔③×④〕
		0.00

**3. 年間発電量 (kWh) の計算方法**

【設備導入後】年間自家消費発電量 (kWh) の計算式
【設備導入後】年間自家消費発電量 (kWh) の計算式で使用する各数値の説明とその根拠

※必要に応じて、枠を広げてご記入ください

※設備設置事業者が作成する計算書やカタログなど、計算の根拠となる資料を添付すること

(別紙3)

## 誓 約 書

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、該当していないことを確認するため、申込書に記載された情報を県警本部に照会することについて、異議はありません。

### 記

#### 1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団(愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)をいう。以下同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 補助事業者として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

愛媛県知事 [ ] 様

令和 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

住所 [ ]

名称又は氏名 [ ]

代表者職・氏名 [ ]

印

(法人等の場合、代表者職・氏名の記載及び代表者印の押印)